

昭和五十年法律第八十四号

石油コンビナート等災害防止法

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 新設等の届出、指示等（第五条―第十四条）

第三章 特定事業者に係る災害予防（第十五条―第二十二條）

第四章 災害に関する応急措置（第二十三条―第二十六条）

第五章 防災に関する組織及び計画（第二十七条―第三十二条）

第六章 緑地等の設置（第三十三条―第三十七條）

第七章 雑則（第三十八条―第四十八条）

第八章 罰則（第四十九条―第五十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防

災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災

害の防止に関する基本的事項を定めることによ

り、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四

号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二

百二十三号）その他災害の防止に関する法律と

相まつて、石油コンビナート等特別防災区域に

係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合

的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナ―

ト等特別防災区域に係る災害から国民の生命、

身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 石油等 石油（消防法別表第一に掲げる第

一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四

石油類をいう。以下同じ。）及び高圧ガス

（高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス

（同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

第二条第十一項に規定するガス事業及び同条

第十三項に規定するガス工作物に係る高圧ガ

ス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）

をいう。以下同じ。）をいう。

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のい

づれかに該当する区域であつて、政令で指定

するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防

法第十一条第一項の規定による許可に係る

貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条

の第二項に規定する移動タンク貯蔵所を

除く。以下「石油貯蔵所等」という。）に

おいて貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量

及び取扱量を政令で定めるところにより合

計して得た数量をいう。以下同じ。）を政

令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た

数量若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス

保安法第五条第一項の規定による許可に係

る事業所において定置式設備により同項第

一号に規定する圧縮、液化その他の方法で

一日に処理することができるとするガスの容積を

いう。以下同じ。）を政令で定める基準処

理量で除して得た数量又はこれらを合計し

た数量が一以上となる事業所を含む二以上

の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在

する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置し

てゐるすべての者の事業所における石油の

貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定め

る基準総貯蔵・取扱量で除して得た数量若

しくは同項の規定による許可を受けてゐる

すべての者の事業所における高圧ガスの処

理量を合計した数量を政令で定める基準総

処理量で除して得た数量又はこれらを合計

した数量が一以上となる区域であつて、当

該区域に所在する特定の事業所についてそ

れぞれ災害の発生及び拡大の防止のための

特別の措置を講じさせるとともに当該区域

について一体として防災体制を確立するこ

とが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令

で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た

数量若しくは高圧ガスの処理量をイに規定

する政令で定める基準総処理量で除して得

た数量又はこれらを合計した数量が一以上

となる事業所であつて、当該事業所につい

て災害の発生及び拡大の防止のための特別

の措置を講じさせることが緊要であると認

められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認めら

れる区域

三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩若しくは

流出その他の事故又は地震、津波その他の異

常な自然現象により生ずる被害をいう。

四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防

所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱

量を第二号イに規定する政令で定める基準貯

蔵・取扱量で除して得た数量若しくは高圧ガ

スの処理量を同号イに規定する政令で定める

基準処理量で除して得た数量又はこれらを合

計した数量が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所 特別防災区域に所在する事

業所のうち第一種事業所以外の事業所であつ

て、政令で定める基準に従い、相当量の石油

等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵

し、又は処理することにより当該事業所にお

ける災害及び第一種事業所における災害が相

互に重要な影響を及ぼすと認められるものと

して都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業

所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置してい

る者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置してい

る者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業

者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又

は延焼の防止のための施設又は設備その他の

災害の拡大の防止のために土地又は工作物に

定着して設けられる施設又は設備（消防法、

高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する

法令の規定により設置すべきものを除く。）

であつて、主務省令で定めるものをいう。

（特定事業者の責務）

第三条 特定事業者は、その特定事業所にお

ける災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を

講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特

別防災区域において生じたその他の災害の拡大

の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一

体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。

（国及び地方公共団体の施策）

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行

うべき防災活動について必要な助言又は指導を

するとともに、この法律又は関係法律の規定に

基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防

災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害

の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のため

に必要な施策を講ずるものとする。

第二章 新設等の届出、指示等

（新設の届出等）

第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する

一項の規定による許可に係る事業所であるもの

に限る。以下この章において同じ。）の新設

（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を

増加するための工事その他の政令で定める工事

をすることにより第一種事業所となる場合にお

ける当該工事を含む。以下同じ。）をしよう

する者は、主務省令で定めるところにより、書

面で、その者の氏名（法人にあつては、その名

称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所、

新設のための工事の開始の予定日並びに当該事

業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設

に関する計画を主務大臣に届け出なければなら

ない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷

地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施

設地区、用役施設地区、事務管理施設地区そ

の他の施設地区に区分した場合におけるこれ

らの施設地区（以下「各施設地区」という。）

の面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び

連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあ

るものの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

前項の規定による届出をする場合には、当該

事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配

置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区

別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処

理量を示す書面その他の主務省令で定める書類

を提出しなければならない。

三 主務大臣は、第一項の規定による届出があつ

たときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令

で定める行政機関の長（以下「関係行政機関の

長」という。）、関係都道府県知事及び関係市町

村長に送付するものとする。

四 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る

第一種事業所の新設に関する計画について、関

係都道府県知事の意見を聴かなければならな

い。この場合において、関係都道府県知事が意

見を述べようとするときは、関係市町村長の意

見を聴かなければならない。

（経過措置）

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際現に

その地域に所在する第一種事業所に係る第一種

事業者（当該地域において第一種事業所の新設

のための工事をしてゐる者を含む。）は、当該

地域が特別防災区域となつた日から二月以内

に、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（変更の届出等）

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、当該変更のための工事の開始の予定日並びに当該第一種事業所の変更に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、災害復旧工事をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは「当該変更に係る第一種事業所」と、同条第四項中「新設に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と読み替えるものとする。

（新設等の計画に係る指示）

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画（以下「新設等の計画」という。）の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分（当該変更に関する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。）について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止（以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。）をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができる。

一 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

二 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との関係が、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

2 主務大臣は、新設等の届出（前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く。）があつた場合において、前項の規定による指示によつては災害の発生の場合の拡大防止についての支障を除去することが困難であると認めるときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。

3 関係行政機関の長は、第五条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、当該指示を要することを要請することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地の調査を行うため必要があるとき、その他同項の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害

の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことが明らかであると認めたときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定による指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。

8 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定による指示をしたとき、又は前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示をした場合には当該指示の内容を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（消防法等の許可との関係）

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス保安法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可（以下「消防法等の許可」という。）をする権限を有する総務大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「許可権者」という。）は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間（同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間）が満了する日（同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。）までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合の場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があつた場合、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第二十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十一条第一項及び第三項並びに第三十九条の二十二第一項の規定の適用については、これらの規定

中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。

（実施の制限）

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設（第十二条において「許可施設」という。）に係るものを除く。次条第一項において同じ。）をしてはならない。

（新設等の確認）

第十一条 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画（当該計画については第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。）に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（使用停止命令）

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所（当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。）当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものであるために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反

反して新設又は変更をされた第一種事業所（当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。）当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主務省令で定める基準（以下この号及び次号において「設置基準」という。）に適合していない第一種事業所 当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に關する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項（当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。）が設置基準に適合しない第一種事業所 当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

（氏名等の変更の届出）

第十三条 第一種事業者（第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。）は、その氏名（法人にあつては、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（地位の承継）

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2 第一種事業者について相続、合併又は分割（第一種事業所を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存

続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により第一種事業所を承継した法人は、当該第一種事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第三章 特定事業者に係る災害予防

（特定防災施設等）

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

（自衛防災組織）

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務（以下「防災業務」という。）を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス保安法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。）に通知するものとする。

（防災管理者等）

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができ、管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。

4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5 特定事業者は、その選任した防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならない。

6 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者（同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

7 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（防災規程）

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることができる。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命

令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

4 第十六条第六項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

（共同防災組織）

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けられるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができる。

6 第十六条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について、前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

（広域共同防災組織）

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業

務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができ、

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。

4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事（当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長（広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。）に通知しなければならない。

6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。

7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。

8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とある

るのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第二十條 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしていない者を含む。）については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

一 第十五条第一項の規定 一年間（同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間）

二 第十六条の規定 一年間（同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間）

三 第十七条及び第十八条の規定 一年間
前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。

（定期報告）

第二十條の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。

（措置命令及び使用停止命令）

第二十一條 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

一 第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持していない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は

自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第三項若しくは第四項若しくは第十九条第四項（第十九条の二第八項において準用する場合を含む。）に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四 第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者 防災規程を作成すること。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（石油コンビナート等特別防災区域協議会）

第二十二條 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
四 共同防災訓練の実施

第四章 災害に関する応急措置

（異常現象の通報義務）

第二十三條 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第二十四條 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（情報提供の要求）

第二十四條の二 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のために必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

（自衛防災組織等に対する指示）
第二十五條 市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織に指示をすることができる。

2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けて前項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員及び関係管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規

か、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 防災に関する調査研究に関すること。

二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。

三 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

4 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の確かつ円滑な実施の推進に關する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

5 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（災害対策基本法等との関係）

第三十二条 災害対策基本法第十二条第十号から第二十四号第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項各号、第六項及び第七項（同法第二十三条の二第七項において準用する場合を含む）、第二十三条の二第二項、第四項各号及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第十八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。

2 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都

道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、「都道府県防災会議の協議会」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれら」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

第六章 緑地等の設置

（設置計画の作成等）

第三十三条 地方公共団体の長は、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。

2 前項の規定により、緑地等の設置に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。

（第一種事業者に係る費用の負担等）

第三十四条 地方公共団体の長は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額（以下この条において「負担総額」という。）を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該第一種事業者となる者が確定と認められる者を含む。以下同じ。）に負担させることができる。

2 前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に負担させる負担金（以下「事業者負担金」とい

う。）の額は、各第一種事業者について、当該第一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

（強制徴収）

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することとができる。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分法の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することとができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

（財政上の特別措置）

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定に

よる国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

2 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（政令への委任）

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により国が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

（特別防災区域の指定）

第三十八条 主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事への報告等）

第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の

規定により当該第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ。）に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

（緊急時の主務大臣の指示）

第四十一条の二 主務大臣は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に対し、この法律に規定する都道府県知事又は市町村長の権限に属する事務のうち、政令で定めるものの処理について指示することができる。

（国の援助）

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（消防法との関係）

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。（適用除外）

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。（手数料）

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（主務大臣等）

第四十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理（要請を受けることを含む。）、第五条第三項（第六条第二項、第七条第二項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付、第五条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の規定による意見の聴取、第八条第一項若しくは第二項の規定による指示、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による期間の延長、同条第七項の規定による決定及び通知、同条第八項若しくは第十一条第二項の規定による通知、同条第一項の規定による確認、第十二条の規定による命令、第三十一条第五項の規定により提出される防災計画の受理、第三十九条の規定による報告の徴収、第四十条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は第四十一条の規定による指示に関する事項については、総務大臣及び経済産業大臣

二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

三 第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土交通大臣

この法律における主務省令は、次のとおりとする。

二 第二条第十号の施設若しくは設備、第十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、第十八条第一項の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十条の二若しくは第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、総務省令

二 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基

準又は第五条第二項（第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の書類に関する事項については、総務省令・経済産業省令

三 第四十一条第二項の規定による通知に関する事項については、経済産業省令

（経過措置の命令への委任）

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第四十八条 第三十三条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定による命令に違反した者

三 第十八条第三項（第十九条第六項、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三十六条第一項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十年年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十一年五月二九日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に消防法第十一条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第五条第一項若しくは第七条第一項の規定に違反してされたこれらの規定に規定する設置、新設又は変更で当該設置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十三年六月一五日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月二四日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年二月八日法律第一三二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日法律第一四号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一一年五月二一日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条まで、第十九条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る）、第二十五条（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七條第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る）、第二十六条（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る）、第三十条及び第三十一条（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（同議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八条及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十三條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第六百六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第二百五十條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第六百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第六百六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第六百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第六百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

五及び第二十一条の十六の改正規定、同法第二十一条の十六の次に章名を付する改正規定、同法第二十一条の十七、第二十一条の三十六及び第二十一条の四十の改正規定、同法第四章の二第三節を同法第四章の三第一節とする改正規定、同法第四章の二第四節の節名の改正規定、同法第二十一条の四十五及び第二十一条の四十六の改正規定、同法第二十一条の四十九を削る改正規定、同法第二十一条の四十八の改正規定、同法第二十一条の四十七の改正規定、同法第二十一条の四十八とし、同法第二十一条の四十六の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条の五十から第二十一条の五十七まで、同法第四章の二第四節を同法第四章の三第二節とする改正規定、同法第四十一条、第四十一条の六、第四十二条の五、第四十四条第八号、第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規定、同条を同法第四十六条の六とし、同法第四十六条の四を同法第四十六条の五とし、同法第四十六条の三を同法第四十六条の四とし、同法第四十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法別表を同法別表第一とし、同表の次に二表を加える改正規定並びに附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一五年六月一八日法律第九

二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定並びに附則第七條、第八條、第九條第五項、第十二條から第十四條まで、第四十四條、第四十七條、第四十九條、第五十條（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る）、第五十二條及び第五十三條の規定 平成十六年四月一日

附 則（平成一六年六月二日法律第六五

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消防法第九条の三に一項を加える改正規定並びに第二条中石油コンビナート等災害防止法第十六条第四項の改正規定、同法第十九條の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条第一項第三号及び第二十四条第一項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定（「又は共同防災組織」を「共同防災組織又は広域共同防災組織」に改める部分に限る。）、同法第二十七條第三項第六号及び第三十一条第二項第九号の改正規定、同法第四十六條第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同法第四十六條第二項第一号の改正規定（「の規定による届出、」を「若しくは第十九條の二第四項の規定による届出、」に改める部分及び「又は」を「第十九條の二第三項の広域共同防災規程又は」に改める部分に限る。）、同法第四十九條第三号の改正規定（同法第十九條の二第八項において準用する第十八條第三項に係る部分に限る。）、並びに同法第五十條第三号の改正規定（同法第十九條の二第六項に係る部分に限る。）、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月二日法律第三

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二日法律第三七

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四

一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四

七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、及び第五条の規定並びに附則第十二

条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二條（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七條

（附則第二十四條第一項に係る部分に限る。）、第二十八條（第五項を除く。）、第二十九條から第三十一条まで、第三十三條、第三十四

條、第三十六條（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一

項、第二十五條、第二十八條第一項及び第二

項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び

第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七

條、第三十八條、第四十一条（第四項を除

く。）、第四十二条、第四十三條、第四十五條

（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、

第四十六條（附則第四十三條及び第四十五條

（第四号から第六号までに係る部分に限る。）

に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八

條及び第七十五条の規定、附則第七十七條中

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六

号）第三百四十九條の三第三項及び第七百一

條の三十四第三項第十七号の改正規定、附則

第七十八條第一項から第六項まで及び第七十

九條から第八十二条までの規定、附則第八十

三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四

号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二

号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登

録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び

同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十

七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進

税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二條

第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を

「電力調整供給」に改める部分に限る。）並

びに附則第九十條から第九十五條まで及び第

九十七條の規定 公布の日から起算して二年

六月を超えない範囲内において政令で定め

る日

附 則（平成二七年六月二六日法律第五

〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略

五 第十二條の規定及び附則第十一条の規定

平成三十年四月一日

附 則（令和二年六月二日法律第四九

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十四條の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六條の次に二条を加える改正規定、同法第二十七條第一項の改正規定、同法第二十七條の十二の改正規定、同法第二十七條の二十六第一項の改正規定、同法第二十七條の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第二十八條の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四條を第三十四條の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第九十九條第九号の改正規定及び同法第二百二十條第四号の改正規定、第五條の

規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（「第六十六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。